

平成28年12月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 平成28年12月20日(火) 開会 午前10時 4分
閉会 午後 0時12分

場所 第2委員会室

出席委員 高橋政雄委員長
荒木裕介副委員長
横川雅也委員、新井一徳委員、伊藤雅俊委員、本木茂委員、齊藤正明委員、
井上将勝委員、山川百合子委員、井上航委員、鈴木正人委員、蒲生徳明委員、
福永信之委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
田島浩福祉部長、知久清志福祉部副部長、牧光治地域包括ケア局長、
奥山秀少子化対策局長、真砂和敏福祉政策課長、渡辺千津子福祉政策課政策幹、
加藤誠社会福祉課長、金子直史地域包括ケア課長、谷澤正行高齢者福祉課長、
荻原和代障害者福祉推進課長、未柄勝朗障害者支援課長、
岡村和典福祉監査課長、今泉愛少子政策課長、榎本淳一こども安全課長

[県民生活部]
影沢政司共助社会づくり課長

[保健医療部]
表久仁和医療整備課長

[産業労働部]
今橋幸夫産業支援課副課長、久保佳代子シニア活躍推進課副課長、
佐々木卓産業人材育成課副課長

[都市整備部]
白石明住宅課長

[警察本部]
近藤佑一生活安全企画課長

会議に付した事件

高齢者への支援について

井上（航）委員

- 1 高齢者の就業や活動に対する支援が挙げられているが、子育てや孫育てについての記載が資料にはない。そのような視点を持っているのか。
- 2 高齢者の就業支援として、民間の教育訓練機関を活用した職業訓練では、保育や保育補助の分野は行っているか。
- 3 介護の魅力PRの推進について、若手介護職員が大学生や高校生にPRする場合、現場での高齢者との触れ合いを紹介することがメインになると思われるが、具体的にはどのようなPRを行っているのか。
- 4 重要なのはいかにしてキャリア形成を示せるかだと思う。介護現場だけでなく、その先を示すことが大切である。自分が人材派遣業で介護分野に関わった経験を踏まえると、例えば、介護経験を生かして介護付き有料老人ホームの営業マンになるとか、身体を痛めてしまった際には介護の電話相談に転向する等が考えられる。また、看護の資格を取って福祉のスペシャリストになった方も知っている。近い将来だけでなくキャリア形成を示すことが、「介護職員しっかり応援プロジェクト」に求められてくるのではないか。

産業人材育成課副課長

- 2 保育の分野として、訓練期間が2年間の保育士養成の職業訓練を行っている。年齢制限は設けていないが、訓練期間が長いので若い方が中心であり、高齢者が受講している実態はない。

高齢者福祉課長

- 1 老人クラブの活動や彩の国いきがいで大学で学んだ地域における活動として、子育ても多様な活動の一つとして行われている。
- 3 PR隊の若手介護職員は、高齢者から「ありがとう」と言われて仕事のやりがいを感じたことなどの生の経験談でPRをしている。その訴える内容は大学生や高校生に伝わっているものと理解している。
- 4 キャリア形成支援に関して、介護現場からほかの職場に移った方が次の職場で介護現場の知識・経験を伝え、生かすことは大事であるとする。具体的な在り方については「介護職員しっかり応援プロジェクト」で考えていきたい。

井上（航）委員

- 1 訓練期間が2年間と長いけど、もっと高齢者に職業訓練をPRしてもよいのではないかと。
- 2 子育ての視点から、近居、同居を進めていくことが必要なのではないかと。
- 3 介護職のキャリア形成について、高校生、大学生は「介護の魅力PR隊」の話を聞いて、介護が一生の仕事にできるのかを判断する。若手にやりがいを伝えることも大事だが、一生の仕事として訴えるなら、介護のキャリアを活用していけることを訴える必要もあるのではないかと。キャリア形成できるようなPRについてお答えいただきたい。
また、介護経験をほかの現場で生かすことについて「介護職員しっかり応援プロジェクト」で検討いただけるとの答えを頂いたが、キャリア形成を示すことは介護の経験や知識を生かせる仕事につながる可能性が広がる。県のキャリア形成の考え方についても

う一度お答えいただきたい。

産業人材育成課副課長

- 1 2年間の訓練ほかに、短期間での保育補助スタッフの訓練も行っている。高齢者の活用という視点から、経験を生かした保育の職業訓練について高齢者に対し積極的にPRしていく。

高齢者福祉課長

- 3 キャリア形成に関して、経験を生かすことで次の職場への就業チャンネルが広がることは望ましい。介護経験を活用できるよう、また対人サービスのキャリアを生かせるように「介護職員しっかり応援プロジェクト」で議論していきたい。
若い人に介護を一生の仕事として考えていただくことに関しては、介護の魅力PR隊にシニアの方を含めることも検討していきたい。

少子政策課長

- 2 三世代同居の割合は秩父や県北地域では高くなっているが、県南では約4%となっている。また、内閣府の調査によると三世代同居を希望した30歳代の女性は10%しかいないのが現状である。三世代近居、同居の促進については、住宅施策の主管課である住宅課と連携して研究していきたい。

伊藤委員

- 1 「企業における働く場の拡大」に関し、企業訪問数と成果はどうか。
- 2 経済連携協定（EPA）により東南アジアから優秀な介護人材を受け入れ、定着を図る取組が行われているが、受入施設に丸投げされているという話を聞く。研修や支援体制の構築が必要と考えるが、現在県では何か支援を行っているのか。

シニア活躍推進課副課長

- 1 企業訪問は7月から開始し、1,000社を目標としている。11月末で482社訪問し、定年の廃止、継続雇用の年齢延長、働きやすい職場環境づくり等を実施している、又は実施予定の企業を、シニア活躍推進宣言企業として114社認定した。どれくらいの雇用につながったかなど具体的に把握することは難しいが、こうした働き掛けにより、シニア活躍の気運の醸成を図っていきたい。

社会福祉課長

- 2 東京都や神奈川県では独自で支援を行っているが、本県では行っていない。EPAでは受入人数に制限があること、国の機関が受入窓口になり希望する施設に紹介していることなども考慮し、必要な支援策を研究していきたい。なお、本年11月に外国人技能実習制度の職種に「介護」が追加され、今後介護分野の技能実習生が増えることも想定される。また、入管法が改正され、日本で介護福祉士の資格を取得した外国人には最長5年の在留資格が与えられるようになった。今後、様々なチャンネルにより外国人介護人材の受入れが進むものと考えられるので、どのような支援が必要となるのか研究していきたい。

伊藤委員

外国人介護人材の受入施設に対し、現在県が行っている支援は何かあるのか。

社会福祉課長

国の補助を活用して、外国人介護人材への日本語学習支援に対する補助を行っている。

横川委員

- 1 高齢者の就業状況に関し、有業者の過去の推移と今後の見込みを踏まえ、県として今後どのように取り組んでいくのか。また、セカンドキャリアセンターの実績はどうか。
- 2 高齢化率、若い世代の人数、人口増減など、地域によって状況が異なっている。例えば、県西北部地域では、高齢化率の増加が顕著である。シニア向けの人材確保策を強化していかなくてはいけない。県南部地域では、人口流入により若い世代の人口が増加しており、高齢化率が低くなる傾向がある。地域によって、取組の方法が異なっていなければいけない。県はどのように地域別の支援をしているのか。地域包括ケアシステムの構築を踏まえて伺う。

シニア活躍推進課副課長

- 1 総務省統計局「就業構造基本調査」によると、平成19年度と24年度の調査で比較すると、60歳以上の全ての年齢層で有業者は増加しており、今後も増加が見込まれる。県としては「企業における働く場の拡大」などを通じて、シニアの働く場を増やしていきたい。ハローワーク浦和就業支援サテライト及び7市にあるセカンドキャリアセンターでの4月から11月末までのシニアに関する実績は、利用者5,243人、就職確認者数537人となっている。

地域包括ケア課長

- 2 今後、地域包括ケアシステムを構築していく上では、人材確保は重要である。生活支援体制などは、各市町村が整備しなくてはいけない。例えば、県北などで人材確保が難しい場合には、元気な高齢者を担い手としていく。生活支援体制については、調理、掃除など簡単なものではボランティアを活用するという考え方である。元気な高齢者をボランティアとして養成し、福祉サービスの担い手としていく。

横川委員

元気な高齢者を、ということだが、市町村は、地域包括ケアシステムは既に始まっているという認識を持っている。2025年ということではなく、今すぐ具体的に明確な支援の在り方を示してほしい、というのが市町村の声である。元気な高齢者の養成について、県としての考えを聞きたい。

地域包括ケア課長

現在県で実施しているモデル事業では、羽生市、蕨市が生活支援体制の整備を行っている。県北の羽生市は、既にある地縁組織を活用し、県南の蕨市は、フォーラムや出前講座を実施して元気な高齢者のボランティアを養成している。モデル事業の中で、どうやって展開していくのかを検証している。これを踏まえて、今後、県全体で地域性を見ながら政策を考えていきたい。

山川委員

- 1 8ページの「Ⅵ 介護人材の確保・定着の促進」について、介護職の男女比はどうなっているのか。また、介護職員の賃金格差に対する県の取組はどうなっているのか。
- 2 在宅医療を担う医師や看護師が足りないと言われているが、現状の在宅医療を担う医師、看護師の人数と、平成37年の必要数をどのように推計しているのか。
- 3 老人クラブに入会する方は、老人扱いされることに違和感を抱くと考える。老人クラブの名称には「老人クラブ」の言葉を入れなければならないのか。

医療整備課長

- 2 現在の在宅医療を担う医師は約800人、訪問看護師は1500人から1600人と推計している。9月定例会で議決いただいた地域医療構想で、平成37年の在宅医療のニーズを推計した。それを基に必要数を算定すると、医師は約1600人、訪問看護師は約2800人確保する必要があると考えている。医師確保の対策として、現在、在宅医療連携拠点において在宅医療を行う医師の登録を行っており、登録数を増やす取組を行っている。訪問看護師の確保は、潜在看護師の復帰を促すため、訪問看護に対する関心を持ってもらえるような取組を行っていききたい。

高齢者福祉課長

- 1 平成27年度の介護労働実態調査によれば女性が78.7%となっている。賃金改善の取組としてモデル給与表を平成25年5月に作成して以来、介護事業所に対する導入を働き掛けてきた。また、介護職員の処遇改善加算については、現在、国において介護報酬改定を見直しており、来年度に月額1万円相当を増額する議論をしていることから、推移を見守っていききたい。
- 3 老人福祉法の中に老人クラブの記載があるが、必ずしも使用する必要はない。なお、県老人クラブ連合会では平成25年4月から「彩愛クラブ埼玉」の愛称を使用している。

山川委員

現場の医師から、訪問するための移動時間がかかるが、移動時間は診療報酬もなく、遠方の患者に対応できず、近隣での対応になりがちと聞いている。潜在看護師の復帰支援だけでなく、訪問体制への改善も必要ではないか。

医療整備課長

訪問するための移動時間は課題である。対策として、第一には必要な事業所を増やすことで対応していく。また、特に訪問看護ステーションは、小規模な事業所が多く、訪問の効率が悪い。事業所の大規模化を進めることで、訪問計画を効率的に行えるようになることから、大規模化の支援をしていきたい。併せて、訪問看護師を5人以上配置し、機能的に優れた事業所は診療報酬が加算されるようになることから、こうした機能強化にも取り組んでいきたい。

蒲生委員

- 1 高齢者の多様な活動支援として、世代間交流も大切な取組であると思うが何か支援しているのか。また、アクティブシニアの社会参加支援について具体的な取組を教えてください。さらに、今後一層の高齢化の進展を考えると地域コミュニティにおける若い世代への引継ぎに対する支援も重要だと思うがどうか。

- 2 地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的にという定義で、住み慣れた地域で住み続けていこうという考えである。地域包括ケアシステムモデル事業を行っている4市町において、これらが一体的になっているのか。今進めている中でどのような成果が出ているのか。地域に合ったしっかりした地域包括支援システムの姿を構築できる方向になっているのか、現状を教えてください。
- 3 「介護の魅力PR隊」に関して、その活動によってどのような効果や影響があったのか。

共助社会づくり課長

- 1 世代間交流を目的として活動しているNPO法人に対する助成制度や市町村コミュニティ協議会の活動への助成制度がある。また、シニアの地域デビューに先駆的に取り組む市町村に対する支援制度を始めた。今年度は7市町をモデル市町村として取り組んでいただいている。具体的には、シニアに活動団体を紹介するナビゲーターの設置や地域のボランティアやNPO団体を一堂に集めてお見合いや意見交換、交流を図るイベント等を実施している。コミュニティの維持に必要な若い世代への引継ぎについては市町村での取組が重要であるので、その取組を支援するため市町村コミュニティ協議会へ助成している。また、現役世代への働き掛けが必要である。一昨年度、協定を締結した金融機関の社員と地域活動への参加についての座談会を実施し、その様子を掲載した冊子「地域デビュー」を作成し、現役時代からの地域活動への参加を働き掛けている。

地域包括ケア課長

- 2 今年度から新しくモデル事業を新座市、蕨市、羽生市、川島町で実施しているところである。医療と介護の連携については、県医師会と連携をして在宅医療連携拠点をモデル的に行っている。県としては自立促進、介護予防、生活支援という非常に重要な3つの柱について支援を行っているところである。例えば自立促進は、和光市の事例を参考にし、自立を支援する地域ケア会議を立ち上げている。新座市と川島町で実施しているが現在までに既に6回の地域ケア会議を、専門職を入れて実施している。生活支援では、掃除や調理などの福祉サービスをボランティアが担うが、蕨市と羽生市ではフォーラムやボランティア養成のための講座を開催しており、今のところ順調に進んでいる。自立を促進していけば、自立することで介護予防につながる。自立促進するためにはいろいろなサービスが必要であり、この3つが有機的に関わりながら動いているところである。これを進めて手法を示すことで、他市町村に十分に参考になると考えている。

高齢者福祉課長

- 1 老人クラブの活動は様々である。この中で、地域における児童の見守り活動や交通安全指導などを行っており、子供たちとの交流も行われている。
- 3 「介護の魅力PR隊」の効果については、PRすることにより介護職のイメージアップが図られ、話を聞いた高校生などが将来、就職する際に介護の仕事も選択肢に加えていただけるものと考えている。PR隊の話を聞いた方からは、「魅力的な仕事と感じた」、「自分に向いていない仕事と思っていたが見方が変わった」、「デイサービスで働いてみたいと思った」など、前向きな声が寄せられている。職業を選択するには様々なきっかけがあることから、PR隊の話を聞いたことが直接人材確保に結び付いたか具体的な数字はないが、こうした活動を地道に継続して行うことにより、将来の職業選択の際に介護の仕事を加えていただけるものと考えている。

福永委員

- 1 3ページに年齢階層別の要介護・要支援認定率が掲載されているが、このうち要支援の人の認定率はどのくらいか。
- 2 高齢者を65歳以上と定義していることを見直すべきではないか。
- 3 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の委員13人のうち、3人が65歳以上の高齢者である。それに対し、執行部側に高齢者はいない。高齢者ではない人が高齢者施策を担当していることになる。高齢者で構成される「高齢者対策課」なるものを作ってはどうか。
- 4 介護職員の給料を上げるため思い切った抜本的な対応を考えないと、介護職員の5万人増は難しいと考えるがどうか。
- 5 例えばサービス付き高齢者向け住宅の補助金をしばらく留保するなどして財源を確保し、介護人材確保のための賃金に充当してはどうか。特別養護老人ホームではオープンから半年で満床になるというが、具体的なデータはあるのか。
- 6 高齢者の就業支援に関し、シニアは何歳以上か。また、支援に関し年齢の上限はあるのか。

地域包括ケア課長

- 1 年齢別の割合について国は公表していないが、一般的に要介護者数と要支援者数の割合はおよそ75対25であるので、各世代の要支援者の割合も4分の1程度と推計される。

地域包括ケア局長

- 2 昔に比べて高齢者は意識や体力面などにおいて変わってきている。新聞によると、高齢者の定義について内閣府は70歳以上とすることの検討を始めることとしたようである。高齢者の定義は、今後考えていかなければならない課題である。

シニア活躍推進課副課長

- 6 高齢者の就業支援に関しては、シニアをおおむね60歳以上として支援している。支援の対象となる年齢の上限は設けていない。働く意欲と希望に応じて支援させていただく。セカンドキャリアセンターでも、4月から11月末までで75歳以上で12名が就職している。

高齢者福祉課長

- 4 介護報酬については介護保険法に基づき国で制度設計していくものであり、県が直接介入することはできない。今後の国の改定の動向を見守っていきたい。
- 5 特養がオープンからどれくらいで満床となるかに関するデータは有していない。在宅サービスの充実とともに、特別養護老人ホームはセーフティネットとして重要であるため今後も整備を進めていくので御理解賜りたい。

地域包括ケア局長

- 3 高齢者対策課を作ることは組織の話でもあるのでこの場でお答えはしかねるが、これまでも担当課では高齢者の意見を良く聴いて業務に取り組んでいる。今後も高齢者の考えや意見を良く把握しながら県政に反映していきたい。

新井委員

- 1 60歳以降も働きたい人は、雇われるより雇われない働き方を望んでいると考える。創業・ベンチャー支援センターのサポートを受けどのくらい創業しているか。
- 2 シルバー人材センターの先進的な取組への支援について、具体的な事例は何かあるか。

産業支援課副課長

- 1 創業・ベンチャー支援センターは、平成16年5月の開所以来、10年以上オールエイジで創業の支援をしている。その中では、高齢者というよりシニアという捉え方をしている。シニアとは、第二の人生を独立開業で送りたいという人たちで、おおむね50歳を過ぎるとそのような相談がある。創業件数は、50歳以上の支援対象者について614人、年齢が分かる人の24.0%、60歳以上では178人、年齢が分かる人の6.9%である。中には70歳以上の方もいる。シニアの創業は、創業で生活を立てる人もいるが、一方で趣味や社会貢献等、自己実現のために創業した人など様々である。創業・ベンチャー支援センターでは、引き続きそれぞれに即した支援をしていきたい。

シニア活躍推進課副課長

- 2 先進的な取組への支援は平成28年度から開始した。職域を拡大するとともに地域の課題解決に貢献する取組に対して補助している。平成28年度は5つのセンターに対し、総額で1,086万3,000円の支援を行う。鍵っ子対策として、学習教室や英会話教室を開催している団体や、遊休農地を活用してサツマイモを地域の特産品として加工販売する団体、ミニデイサービスを実施する団体、防災の啓発とともに、家庭での家具転倒防止器具の設置をしている団体に対して、支援を行っている。

鈴木委員

- 1 シニアにとって子育て、孫育てというのは、資料の「それぞれの状況に応じた支援」のうち「いきがづくり」の 카테고リーに該当するのではないか。
- 2 同居と近居は違う視点で捉えて取組を進める必要があると思うが、それぞれどのような視点で捉えているか。また、同居と近居、それぞれにどのように施策を展開しているか。
- 3 地域お助け隊など地域包括ケアシステムの取組以前から実績がある住民同士の支え合い活動は、地域包括ケアシステムの中で生かされているのか。また、生活支援について、市町村が有償ボランティアの料金を払えない場合、市町村はどのように対応するのか。
- 4 介護人材の確保・定着の促進における現状に関して、埼玉県の賃金と、全国の離職率について、それぞれ伺いたい。他の自治体では介護職員の給与改善を独自に行っているところもあるが、本県では取り組まないのか。

共助社会づくり課長

- 1 孫育てや自分に近い子供の育成に関わることは「いきがづくり」に該当する。一方、高齢者の中には、地域で子育て支援に取り組むNPOや団体で活動している方もいる。その意味では、「いきがづくり」というだけでなく「地域活動」の 카테고リーにも該当するケースもある。

住宅課長

2 同居をするためには、親世帯あるいは子世帯がどちらかの住宅に入るケースが多いため、住宅を増築したりリフォームしたりする視点で考えている。一方、近居をするためには、親子どちらかの世帯あるいは双方の世帯が住み替えることが前提になるため、住み替えの視点で考えている。同居を促進する施策展開としては、県では多子世帯などが増改築やリフォームする際の補助を実施している。また、増改築やリフォームに対して独自の補助をしている市町村も34あり、いろいろなネットワークを活用して広く県民に周知をしている。近居を促進する施策展開としては、県では県営住宅の募集において、近居する場合の専用枠を設けている。民間住宅における住み替え促進策として、市町村や埼玉県住宅供給公社と連携して住み替え情報の提供や相談窓口を設置している。また、県では公的機関である「移住・住み替え支援機構」が高齢者などから住宅を借上げ、子育て世帯に転貸する住替え促進策の普及啓発を図っている。さらに、安心して中古住宅を取得できる仕組みを作り、中古住宅の流通を促進している。

地域包括ケア課長

3 地域包括ケアシステムの構築より前から、市町村社会福祉協議会などで昔から実施している助け合いの取組があり、また住民同士の地域支え合いの取組もあった。地域包括ケアシステムのモデル事業を実施している羽生市では、そういった仕組みを活用している。生活支援について、市町村がボランティアを確保できない場合、新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、市町村が自ら支援体制の制度設計ができる。介護事業所の利用料金やボランティアへの謝金額などは、需給を調整して成り立つように市町村が制度を作っていく。

高齢者福祉課長

4 埼玉県の賃金に関して、介護事業は24万3,900円である。また、全産業は33万3,000円である。全国の離職率に関して、介護職が16.5%なのに対し、全職種は15.0%である。介護職員は本県で約71,000人おり、それに対する賃金改善を行うには多額で莫大な予算が必要となるので、国の介護報酬制度のフレームにおいて対応していきたい。

鈴木委員

ボランティアなどで生活支援を賄えない場合は、市町村の判断で民間を活用できるということでしょうか。

地域包括ケア課長

地域包括ケアシステムの体制の中に民間が入ることもある。地域支援事業では国から示されている上限額がある。利用料とボランティアへの報酬を勘案して成り立つ制度を市町村が良く考えて構築しているところである。

鈴木委員

市町村が持続可能な制度を作っていけるのか。

地域包括ケア課長

県では、研修の際に先進的な市町村の取組を紹介するなどしている。こうした取組によ

り、市町村が対応できると考えている。

井上（将）委員

就業中の方が病院で認知症と診断された場合、就労継続のために、認知症初期集中支援チームはどのように支援していくのか。

地域包括ケア課長

認知症初期集中支援チームはサポート医や保健師、介護福祉士などからなるチームである。就労継続については、地域包括支援センター等に配置されている認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームが連携し、就労サイドにつないで支援していくこととなる。

齊藤委員

- 1 シルバー人材センターの運営に関し、経営能力を向上させるための補助を出してはどうか。
- 2 老人クラブのクラブ数や会員数の減少について、どのような対策を講じているか。
- 3 介護事業の賃金を、介護事業の勤続年数が7.6年なのに対して産業計は12.1年であるという前提の下で単純に比較すべきなのか。同じ年数で比較をし、その上で効果的な施策を考えるべきではないのか。
- 4 定年を70歳に延長した企業もあるが、一般的に定年を迎えて再雇用となると賃金が減ってしまい、働く意欲が衰えることについて、どう考えているか。

シニア活躍推進課副課長

- 1 シルバー人材センターを統括するシルバー人材センター連合に対し、国とともに補助金を支出しており、補助金の一部はシルバー人材センターの会員や事務局職員への研修などに充当されている。平成24年度から多くのシルバー人材センターが公益社団法人に移行したことに伴い、各センターから経理や運営の相談が日常的にあり、直接助言を行っている。引き続き、シルバー人材センター連合への補助と、シルバー人材センターへの助言を行っていく。

高齢者福祉課長

- 2 全国老人クラブ連合会でも危機意識を有しており、平成26年度から100万人会員増強運動を実施しており、県老人クラブ連合会でも3万人会員増強運動に取り組んでいる。県老人クラブ連合会では、会員増強に成功したクラブを老人クラブ大会で表彰したり、優秀事例を会報誌で紹介している。
- 3 平均賃金に関しては、委員御指摘のとおり勤続年数に差があるが、統計的に同一年数のデータがない。比較可能な数字について今後研究・検討したい。

地域包括ケア局長

- 4 今後生産年齢人口が減少していく中で、高齢者はこれまで以上に重要な戦力となる。それぞれの個人の要望に合った形で、意欲を持った人が戦力となれるような施策を県としても展開していく必要があると考えている。

齊藤委員

あるシルバー人材センターでは、10年以上前から運営に問題があり、現在更に問題が

発生している。これらを見逃すと、大変な問題となってしまいが、県としてはどのように対応していくのか。

シニア活躍推進課副課長

シルバー人材センターの中には、問題を抱えているところもある。県では、シルバー人材センター連合と情報を共有し、立入検査などを行っている。今後も、シルバー人材センター連合と連携してしっかりと指導していく。